

新規化学物質の製造・輸入届出等に係る資料の提出について

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条に基づく新規化学物質の審査を行うための資料提出等について、次のとおりとします。

- 1 改正化審法第3条第1項、第5条第1項、第5条第7項及び第7条に基づく新規化学物質の届出等を予定している方は、以下に記載の期限までに資料提出連絡書をファクシミリにて NITE 化学物質管理センター安全審査課に連絡するとともに、内容に不備がないように作成した事前の資料（ドラフト不可）を NITE 化学物質管理センター安全審査課に提出してください。資料提出連絡書、事前の資料の作成方法、提出部数等については「化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について」を参照してください。なお、「化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料等の作成・提出等について」は平成23年1月11日付けで内容が改訂されておりますのでご注意ください。

【資料提出連絡期限及び資料提出期限】

平成23年9月30日（金）15時

※ 資料提出に際しましては、記載事項の誤り（例：構造式及び分子式の誤り）や必要書類の不備がないか提出前にご確認の上、ご提出くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 2 本件に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線2427）

（FAX）03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（電話）03-3501-0605

（FAX）03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

（電話）03-5521-8253

（FAX）03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター安全審査課

（電話）03-3481-1812

（FAX）03-3481-1950

3 次回の「新規化学物質の製造・輸入届出等に係る資料の提出について」のお知らせについては、平成23年10月3日（月）を目途に掲載予定です。